

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第154号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「子育て相談係長」を「子育て相談係長 子育て支援係長」に改める。

第5条子どもはぐくみ室の款第2号中「及び児童福祉センター」を「、児童福祉センター及び区役所」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)